相続·遺言

家族信託

生前贈与

相続税

相続。遺言。相続税

大分で相続の相談実績 10,000件超 相続・遺言の専門家による 第3日最近五





相続の法律が変わります!

平成31年1月13日から随時スタートする『相続法の改正』と 最新の『相続税対策』に関する相談も受け付けております。

日 時

1月19日(土)、20日(日) 10:00~17:00(受付開始/9:45~)

場所

ほり司法書士法人 大分本店

ご予約 ダイアル **2097-538-1418**

→ 予約受付時間 10:00~17:00(当日の受付も承っております。)



こんなお困りごとありませんか?

不動産・預貯金の名義変更

- ✓不動産や預貯金の名義を変えたい
- ✓名義変更に必要な手続きの流れを知りたい
- 順序よく手続きを進めれば費用が節約できます!

相続手続き一式(遺産整理業務)

- 親族が疎遠で、遺産分割がなかなか進まない
- ✓ 兄弟間の相続手続きが滞っている
- 全ての相続手続きを専門家に任せたい
 - 専門家が各種相続手続を一括で代行します

相続税対策

- ✓どの程度相続税がかかるか知りたい
- ✓ 今からできる相続税対策をしておきたい
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい
 - **→** 元気なうちからできる相続税対策があります

遺言の作成

- ✓財産を託したい又は託したくない家族がいる
- ✓トラブル防止に遺言を書きたい
- → 大切な家族に最後の想いを遺しておきたい
- ●正しい遺言を残すことで財産や家族を守れます

生前贈与

- ✓贈与税がかからない範囲で生前贈与しておきたい
- ✓相続税を減らすために生前贈与をしたい
 - 生前贈与を賢く使って、節税対策を!

成年後見·民事信託

- ▼認知症の家族の財産管理をしたい
- ✓子供や近い親族がなく、自分の今後が心配
- ✓障がいを持つ家族の将来のため対策を立てたい
- ♠ 今の不安、今後の不安・・・適切な管理で生活を支えることができます

今からできる相続税対策相続税改正で相続税の

・相続税がかかる人が大幅に増えるらしいけど、私は大丈夫か知りたい! 課税対象者が1.5倍に!?

- 改正にあたって相続税対策について今のうちにやっておくべきことを教えてほしい!
- •生前贈与を活用して相続税対策をしたいが、どのように進めてよいかわからない…



2015年より相続税・贈与税が改正されました。相続税の基礎控除額が引き下げられ、これまでより多くの人が 相続税の対象になります。生前のうちに税理士と対策を立てておきましょう。

たくさんの ありがとう いただきました

当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談事が解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、 相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます!

2. 当事務所にご相談いただく時はどのようなことにお困りでしたか? また、司法書士にご相談いただく前に不安だったことなどをお聞かせください。

初めてのことで、司法者上いおり勢できかり、自分がかいかる 想像·全人終青ける的方:87-1大

3. 当事務所にご相談いただくことで不安は解消されましたか? 当事務所の対応についてご意見・ご感想をご自由にお書きください。

担当いただい大書はる初り国係の答析が大変親七刀 丁字の対式をしていなだきまして、親身に成れ、一ラーつ Kzin 対心いながき感動しれがす

当事務所にご相談いただく時はどのようなことにお困りでしたか? また、ヨキャープロッパンサイン また、司法書士にご相談いただく前に不安だったことなどをお聞かせください

祖父の連奏の祖統にあたり、関係相貌人の中に住所不詳で面識もない親族 がいたため、同意取得るどで、スムーズを処理ができるかどうか不安でした。

3. 当事務所にご相談いただくことで不安は解消されましたか? 当事務所の対応についてご意見・ご感想をご自由にお書きください。

作所不詳a 親族a 現住所が判明に後. 董事務所から相手a 方 A 逆行する 相続同意の確認文書の作成るどで、他の思いや考えら丁寧に対応して いただろ感謝にいます。

前回開催風景のご案内





前回の 問合せ数 **46**件

相続・遺言の 相談数

相談会は当初予定を上回る多数の方に来場いただき、 後日になってしまった方もいらっしゃいました。

そのため、なるべく早めのご予約をお勧めしております。

主催のほり司法書士法人からのご挨拶



ほり司法書士法人

大分県司法書士会 登録番号 第381号 堀 智彰 代表司法書十 簡裁代理認定番号 第429105号

私どもは、人の「死」によって始まる「相続」においては、財産という単なる「モノ」だけではなく、親 愛なるご家族への「想い」も一緒に受け継がれていくべきだと考えております。相続・遺言などのご 相談は早めの対応が必要です。相続・遺言の事なら大分市の私たちに安心してお任せ下さい。

当日は相続・遺言の専門家 である司法書士の他に 相続税の専門家である 税理士も参加いたします。 相続税に関するご相談も お待ちしております。

「相談をご希望の方は、お電話での 事前申し込みをお願い致します。」

097-538-141

【予約受付】10:00~17:00 日曜・祝日も対応します。

大分市を中心に 大分県全域

ほり司法書士法。

●事務所所在地: 〒870-0045 大分県大分市城崎町一丁目3番12号 Law Station城崎1F







